序章

- 中山間地域の定義と区域-

序章

1 中山間地域の定義

「中山間地域」については法律上の明確な定義がなく、それぞれの事業や 制度で様々に取り扱われています。

一般的には、①農林統計の農業地域類型区分のうち、「中間農業地域*」と「山間農業地域*」をあわせた地域や、②国の支援の対象となる地域振興8法の指定地域を指しています。

また、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第35条第1項では、 「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されています。

本指針では、地域振興8法のうち本県に関係する以下の法律の指定地域に、 中山間地域等直接支払制度に基づく知事特認に係る農用地を有する地域を加 えた範囲を中山間地域としています。

各市町が、これらの範囲外の区域をそれぞれの実情に合わせて追加し、単独の振興施策を検討することも重要です。

*中間農業地域:耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の 旧市区町村または市町村

> 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の 旧市区町村または市町村

*山間農業地域:林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村

(本指針における中山間地域の範囲)

法律名等	地域名
特定農山村地域における農林業等の活性化のため の基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号)	特定農山村地域
山村振興法(昭和40年法律第64号)	振興山村地域
過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号)	過疎地域
半島振興法(昭和60年法律第63号)	半島振興対策実施地域
中山間地域等直接支払制度	知事特認地域

なお、県単独農業農村整備事業で補助率嵩上げの対象となる「中山間指定地域」は、本指針の区域の内、農用地の主勾配、区画・形状、集落の高齢化率等で一定の基準を満たす地域とされています。

2 中山間地域の区域 次のとおり

